

市営住宅申込みに関する同意書

船橋市長 あて	市営住宅申込みにあたり、以下の記載事項について同意します。		
（署名欄）	同意年月日	年	月
	住所		
	ふりがな		
	申込者氏名		
	生年月日	年	月
		日	
※必ず自署をお願いします。			

	申込者 同意欄	内容
1	☐	申込みは、1世帯につき各募集1回に限ります。1世帯で複数の申込みをした場合は、申込みを無効とします。
2	☐	夫婦の別居等、家族を不自然に分割した申込みはできません。夫婦の別居では、申込時に離婚が成立していない場合は申込みができません。※行方不明の場合や、配偶者（これに準ずる者を含む）から暴力を受けている被害者世帯等、やむを得ない事情がある場合を除きます。
3	☐	申込書表面の「入居しようとする家族」欄には、実際に入居する者を記入してください。入居予定のない者を記入している場合は、虚偽・不正があったとみなされます。申込後の家族の増減・変更は、出生・死亡以外は認められません。
4	☐	住宅を所有する者（登記簿上の名義人および共有名義人）は申込みできません。申込者の固定資産税情報を市で確認します。
5	☐	申込後の申込内容の変更はできません。また、申込書その他の提出書類に不備・虚偽・不正があった場合は、失格とします。
6	☐	当選された方は、入居資格審査にあたって①現在のお住まいの賃貸借契約書（コピー）、②申込み世帯全員が確認できる戸籍の全部事項証明書他必要書類をご提出いただきます。書類の提出がない場合は当選を取り消します。
7	☐	入居予定者及び同居予定者全員の課税情報を市担当者が収集し、入居資格確認のための所得計算を行います。その結果、世帯の月収額が基準を超える場合は、失格とします。
8	☐	入居資格審査及び実態調査を行った結果、申込内容が事実と異なることが判明した場合、当選を取り消します。また、入居後に判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。
9	☐	入居者説明会には必ず参加してください。参加しない場合は、当選が取り消しになることがあります。
10	☐	入居前に、敷金として家賃の3か月分を納付してください。家賃は、入居予定者及び同居予定者全員の課税情報を市担当者が収集した上で決定します。
11	☐	入居前に部屋の修繕は行いますが、経年変化による内外装・設備等の汚損・劣化等については行いません。
12	☐	市が通知する入居可能日から2週間以内に入居予定者全員が入居しない場合は、入居許可を取り消します。
13	☐	借上型住宅は、市が住宅所有者から借り上げ、皆様方に転貸するものです。したがって、市と住宅所有者との賃貸借契約が満了する際、住宅から転居していただきます。ただし、契約が延長された場合には引き続き入居が可能です。
14	☐	名義人が転出もしくは死亡した際に、同居者が承継（名義変更）の条件を満たさなかった場合には、市営住宅を明け渡していただきます。
15	☐	申込者に市税の滞納があった場合、入居できません。
16	☐	申込みにあたり、審査の際に市税の納付状況を確認するため、船橋市が船橋市税の納付状況を確認することに同意します。
17	☐	入居資格審査において、市がマイナンバーを使用することに同意します。

※全ての項目に同意☑をいただけない場合、申込みできません。